



突然の災害に備える

～もしもの時に慌てることのないように～

近年、各地で地震や大雨など大きな災害が起こっています。自然災害は、私たちのすぐそばで、いつでも起こる可能性があります。いざというときに一番大切なのは命を守ること。そのために、今すぐに始められる「防災の備え」について考えてみましょう。

「命」を守るために

地震や大雨、台風、落雷、土砂災害、竜巻、火山噴火など、いつ起こっても不思議ではない自然災害。私たちの身の回りには、こうした「もしも」が常に潜んでいます。「まさか自分の身には起こらないだろう」と思っていると、いざというときに慌てることになりかねません。今は「災害が起こる前」だということを心にとめ、命を守る方法

を考えておくことが大切です。

災害は時と場所を選びません。しかし、台風や大雨などはある程度予測ができます。天気予報をチェックし、気象庁の警報や自治体の避難情報が出たらすぐに対応できるように、日頃から備えをしておきましょう。

家の中で危ない場所がないか点検しましょう

まずは、多くの時間を過ごす自宅の中に、危険が隠れていないかを点検しましょう。それぞれの部屋の真ん中に立って、「今、大地震がきたらどうなるだろう?」と想像しながら四方を見渡してみてください。壁の時計や棚の上の物が落ちてこないか、テレビや食器棚、本棚、冷蔵庫が倒れてこないように固定してあるかなどをしっかりと確認しましょう。

また、ドアの前や廊下、玄関などの通路に物が散乱すると、逃げ道をふさいでしまうことになります。いざというときに出口が確保できるかどうか重要なチェックポイントです。

家の中の安全対策 チェックポイント

- 家具の配置の見直しをする
- ドアをふさがないように家具の置き場を工夫する
- 家具を固定して、転倒を防止する
- 食器などの下に滑り止めシートを敷く
- 危険だと思われるものは、棚の中にしまう
- 開き戸タイプの家具には開き扉ストッパーを取り付ける
- 釣り下げ式照明器具の補強を行う



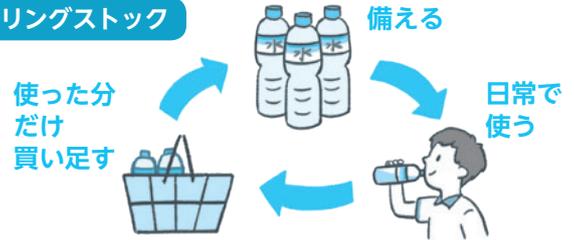
最低3日分は備蓄しましょう

災害が発生すると物流が一時的に止まり、スーパーマーケットやコンビニエンスストアの商品もすぐに品切れになる恐れがあります。まずは、自宅での生活を継続できるように、水や食料は、事前に最低3日分、出来れば1週間分の備蓄をしましょう。

また、日常生活の中で食料備蓄を取り込むローリングストックをお勧めします。普段からやや多めに食材、加工品等を買っておき、使った分だけ買い足していくこ

とで、常に一定の食料を家に備蓄しておきます。これまでの備蓄方法より、管理や継続が容易にできます。

ローリングストック



非常持ち出し袋を用意しましょう

災害の規模や被災状況によっては、避難が必要となることがあります。各家庭で事前に話し合っておきましょう。

非常用持ち出し袋は、必要なものをリュックに入れ、玄関など持ち出しやすい場所に配置し、以下の点に注意して準備しましょう。

★重すぎると持ち出しに苦労しますので、3キロ程度を目安に。

★持ち主が女性と連想されやすい色やデザインは避けて、男女兼用の物を選ぶ。

★家族に持病がある、乳幼児や高齢者がいる場合など、各家庭に応じて準備する。



主な非常持ち出し品リスト

貴重品

- 現金（小銭含む）
- 印鑑
- 預貯金通帳
- 免許証、保険証

食料品等

- 飲料水
- 非常食
- 粉ミルク、ほ乳瓶
- ベビーフード
- 介護食、アレルギー対応食等

衣類等

- 下着類、上着
- タオル、軍手
- 雨具
- 紙おむつ

小物

- 懐中電灯、ヘッドライト
- 携帯ラジオ、予備電池
- 歯ブラシ
- 筆記用具
- 折りたたみナイフ、缶切り
- 眼鏡、コンタクトレンズ

医薬品等

- 常備薬、持病の薬
- 救急セット

まとめ

災害はいつどこで起こるかわかりません。いざというときに命を守るよう、また被害を最小限に抑えるために、できる限りの準備をしておきたいものです。災害が起こってから「あれを用意しておけばよかった」と後悔しないように、今できることから備えを進めましょう。必要なものをそろえたり、どのように避難するかについて家族で話し合ったり、防災について考える機会を持ってほしいと思います。



新宿区洪水ハザードマップとは？

大雨による河川の増水や雨水による浸水の予測結果（平成30年3月東京都作成）に基づいて、新宿区内で予想される浸水範囲とその程度や、各地域の避難所等を示した地図です。

水害対策には、事前の気象情報の収集、早めの避難が重要です。ハザードマップを各家庭で事前に備え、日頃から水害に備えましょう。ハザードマップは、危機管理課・お近くの特別出張所で配布しています。

新宿区洪水ハザードマップ ▶ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/htdocs/index.html>

参考サイト

- 東京くらしねっと 平成31年3・4月号 東京都消費生活総合センター
https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/kurashi/1903_04/pdf/print.pdf
- 新宿区発行：防災ハンドブック『災害に備えて』
https://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_002188.html

新宿消費生活センターからのお知らせ

新宿区消費生活地域協議会を開催しました

令和元年7月23日(火)、第1回新宿区消費生活地域協議会を開催し、消費者教育の推進と消費者安全の確保について、意見交換を行いました。

消費者教育の推進では、成年年齢引き下げを見据えた消費者教育の強化のため、教育委員会・小中学校と連携した取組について議論したほか、令和2年1月に開催する消費生活展のテーマや内容について意見交換を行いました。

消費者安全の確保では、消費生活上特に配慮を要する消費者(高齢者や障害者)の見守りについてと、悪質商法被害防止ネットワークの取組について意見交換を行いました。

毎年9月は、高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です。

高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。騙す手口は年々巧妙になり、時には複数人で役柄を演じ分けて勧誘し、お金を騙し取ろうとします。すでに被害に遭われた方も、隠したり泣き寝入りせずに、お住まいの消費生活センターにご相談ください。少しでもおかしいと思った時は、お気軽にご相談ください。

また、周囲の皆さんによる見守りも大切です。高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見にご協力ください。

「必ず儲かります」などの儲け話は要注意！

→事業者の説明をうのみにせず、契約内容を十分確認しましょう。

身に覚えのない請求には慌てない！

→電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない！
連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

相談先

- ◆〈新宿消費生活センター〉
新宿区内在住・在勤・在学の方が対象者です。
4ページ下を参照してください。
- ◆(局番なし) ☎188
※お住まいの近くの消費生活相談窓口につながります。



相談員コラム

「チケットは公式サイトで購入しましょう」

「コンサートやスポーツイベントのチケットを、チケット転売仲介サイトで購入したが、高額なので解約したい」といった相談が多く寄せられています。契約をした理由としては「インターネット検索結果のトップに表示されていたので、公式サイトだと勘違いして契約をしてしまった」、「残りの席数が表示され、焦ってしまい手数料がかかることの見落としがあった」という内容が多くなっています。インターネットで購入したチケットの解約については、基本的にサイトの規約に縛られます。トラブルにならないように、チケットを購入する際は、①公式チケット販売サイト

か否かを確認して購入しましょう。②転売チケットを購入する際は、興行チケット等の規約で転売が禁止されていないか確認しましょう。③転売が禁止されているチケットの転売はしないようにしましょう。チケットが届かない場合は、サイトが補償規定を設けている場合もあるので、きちんと規約を確認しましょう。

今年はラグビーワールドカップ、来年にはオリンピック・パラリンピックが日本で開催される予定です。トラブルにならないように、公式サイトからチケットを購入して、祭典を盛り上げましょう。



平成30年度は、国の機関を想起させる名称ではがきを送りつける架空請求の相談が急増しました。通信技術の発達やインターネットの普及により、利便性から、高齢者もインターネット取引をする人が増えています。契約内容だけでなく、複雑になった決済手段についての相談、インターネット詐欺、情報セキュリティの相談が増え、相談の内容自体も難しくなっています。

区では、消費生活相談の一環として弁護士相談を実施しており、弁護士相談の利用も前年度から50件増加し、39%の増となっています。相談内容が複雑化する中で、弁護士の見解を必要とする相談が増えたということがわかります。



1. 相談件数

・相談件数は、3,862件で前年の3,480件より382件増加になりました。【図1】

増加の要因の一つとして「架空請求」があげられます。架空請求の相談は平成16年をピークに大きく減少してきましたが、平成24年度から携帯電話やスマートフォンのSMSを悪用した架空請求メールの相談が増え、今年度は前述のとおり、架空請求のはがきが大量に消費者宅に届いたことで、相談が急増しました。区のホームページ、ぬくもりだよりにも実例を載せて注意喚起を行いました。

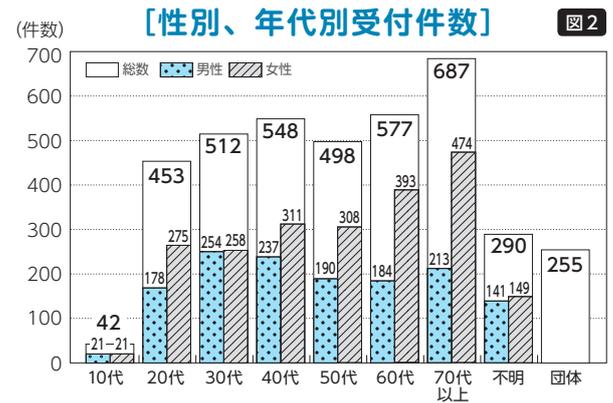
販売方法としては、店舗購入以外の内訳をみると、通信販売が1,246件(72.1%)、次に訪問販売の282件(16.3%)、電話勧誘販売の105件(6.1%)となっており、この順位は、数年変動はありません。



2. 相談者の年代別内訳

・相談者の年齢別相談件数を見ると、70歳代以上(687件) 60歳代(577件) 40歳代(548件)の順に多くなっています。【図2】

相談者の年代別相談件数を見ると、特に、60歳代の相談は前年の384件から577件への増加(対前年比150%)となりました。これは、前述のはがきによる架空請求の相談が60歳代以上の女性に多かったことと、通信に起因する相談が増加したことによるものだと思います。他に20歳代の相談も増加しており、男女比で見ると、30歳代、40歳代を除いて女性からの相談が増加しました。



3. 相談内容と特徴

・相談内容別でみると、最も多い相談は「商品一般」でした。昨年度は、162件であったのが、今年度は556件(前年比343.2%)になりました。【図3】

国の機関を想起させる名称ではがきを送りつける架空請求の相談が多かったため、相談件数が激増しました。

第2位は「放送・コンテンツ等」に関する相談でした。昨年度は、494件であったのが、今年度は387件(前年比78.3%)と減少しましたが、出会い系サイトの相談、大手通販サイト事業者を騙り電話番号を利用したSMSの架空請求の相談も依然として入ってきます。

第3位は「レンタル・リース・賃借」に関する相談でした。昨年度は、357件であったのが、今年度は375件(前年比105.0%)とほぼ横ばいです。賃貸住宅の退去時の原状回復費用のトラブルやシェアハウスの入居後のトラブル等に関する相談でした。

第4位は「役務その他」、第5位は「移動通信サービス」に関する相談で、前年度とほぼ変わらない相談件数でした。

【相談受付件数の多い商品・役務分類】 図3

順位	商品・役務分類	30年度	29年度	増減	対前年度比	主な項目
1	商品一般	556	162	394	343.2%	商品が特定されない消費料金の架空請求、不審なメールや電話、不用品の買取り等
2	放送・コンテンツ等	387	494	-107	78.3%	コンテンツ利用料にかかる架空請求、アダルト情報サイトの不当請求、テレビ放送サービス等
3	レンタル・リース・賃借	375	357	18	105.0%	賃貸アパートの修理費や敷金等の返金、車や晴れ着のレンタル等
4	役務その他	154	157	-3	98.1%	公的機関を装った個人情報削除サービス、廃品回収サービス、不動産仲介サービス等
5	移動通信サービス	133	134	-1	99.3%	携帯電話・スマートフォン等の通信料や付帯サービス、モバイルデータ通信契約等

単位：件

まとめ

消費者に関連する法律改正並びに電力・ガスの自由化、通信機器の普及により、多種多様な商品やサービスが提供されるとともに、決済手段も複雑化、多様化しています。2020年、東京オリンピック・パラリンピックに向け、グローバル化が急速に進行しており、社会環境も変わり、高齢者も進んでインターネットを取り入れている様子が見受けられます。消費に関するあらゆる選択肢が拡大し、情報も過多と思われるほど多くなり、情

報の取捨選択も難しくなっています。消費者も安易に契約せず、儲かる仕組みを理解出来なければやめるという選択肢を持つことが必要になります。またトラブルにあった時は、消費生活センターにご相談ください。

商品の購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民のみなさまのために

消費生活
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所 第二分庁舎 3階

相談日 月～金曜日(祝日等を除く)

▶電話相談＝午前9時～午後5時 ▶来所相談＝午前9時～午後4時30分